

(研究資料)

統一後ドイツのロシア系ユダヤ人移民にかんする
実態調査・研究資料
デュッセルドルフ・ユダヤ人ゲマインデ常務理事
M・S・ハイゼ氏とのインタビュー記事および
偽装移民工作調査に関する「シュピーゲル」誌記事

中 村 賢二郎

**The some Research Materials on the life of
Russian-Jewish Immigrants in Germany after the Reunion (2)
on the Interview with Mr. Michael Szentei-Heise, main director of
Düsseldorf Synagoge, and on some issues of forged passport
Kenjiro Nakamura**

Abstract

The paper examines integration policy for the Russian-Jewish immigrants of Düsseldorf synagoge, and some issues on the forgery of their passport.

目 次

はじめに

第1資料

ミハエル・ツェンタイ・ハイゼとベルナルド・ボクト教授との対談集「帰属意識はどんなグループにもある デュッセルドルフ市ユダヤ人ゲマインデのユダヤ人移民総合問題担当常務理事とのインタビュー 」

第2資料

「極めて調査困難な領域 90年代初頭より東欧ユダヤ人は非公式にドイツ連邦共和国内に入国が許され、偽造・詐欺師の商売繁盛。目下警察と検察局が全連邦規模で調査中」
シュピーゲル 誌, 1999年, 第13号より。

はじめに

本実態調査・研究資料 には、ロシア系ユダヤ人移民にかんする2篇の資料を掲載した。第1篇はインタビュー記事、第2篇は雑誌記者による特ダネ記事である。以下出典と著者を順次紹介する。

第1資料は1999年にポツダムのベルリン・ブランデンブルク出版社刊のJulius H. Schoeps/Willi Jasper/Bernhard Vogt共著編による“Ein neues Judentum in Deutschland? Fremd- und Eigenbilder der russisch-jüdischen Einwanderer”, Verlag für Berlin-Brandenburg Potsdamに掲載されたミハエル・ツェンタイ・ハイゼMichael Szentei-Heise氏とベルナルド・ボクトBernhard Vogt教授との対談集「どんなグループにも帰属意識がある デュッセルドルフ市ユダヤ人ゲマインデのユダヤ人移民の総合問題担当常務理事とのインタビュー」 “Allen Gruppen ein Gefühl von Zuhause geben” Interview mit dem geschäftsführenden Verwaltungsdirektor der Jüdischen Gemeinde Düsseldorf zur Integrationsproblematik der jüdischen Zuwanderer.である。本インタビューは1999年5月におこなわれた。

まず本対談での回答者であるM・S・ハイゼ氏の経歴は、1954年10月27日ハンガリー生まれのブタペスト育ち、1965年の夏ドイツ連邦共和国に入国後エアランゲン大学とケルン大学で法律学を専攻、その間1年間イスラエルに滞在し、イエルサレムのヘブライ大学で社会科学と青少年指導者養成のための研修をうける。そのごノルトライン・ウェストファーレン州法務者の試補として勤務、1986年に国家試験2級合格。その他に1970年以降デュッセルドルフ市のユダヤ人ゲマインデで青少年指導員として活動し、1986年には常務理事となった人物である。

次に質問者のベルナルト・ボクト氏は、1964年ビュルツブルク生まれで、歴史・経済・社会科学を専攻、1989年 - 1994年間はデュイスブルクにあるサロモン・ルードヴィヒ・シュタインハイム名称ドイツ・ユダヤ史研究所の共同研究員。そのご1995年以来ポツダム大学付属のモーゼス・メンデルスゾーン・センターのプロジェクト共同研究員としてドイツのロシア系ユダヤ人難民の統合および経済史の研究をしており、著作品としては、上記の著者たちとの共同で1996年に刊行した「ドイツのロシア系ユダヤ人 異国でのその統合と自己主張」および「フランツ・オッペンハイマー 社会的市場経済の知識と倫理」以外に近刊の著作品としてRussische Juden in Deutschland - Fragen der Integration und Selbstbehauptung (in Zusammenarbeit mit Willi Jasper), in Tribüne. Zeitschrift zum Verständnis des Judentums (März 1999), S. 157 - 173がある。

<http://www.uni-potsdam.de/u/mmz/000mmz.htm>参照。

訳者はすでにドイツ国内のロシア系ユダヤ人移民にかんする若干のドイツおよびロシアでの研究論稿を本紀要に紹介発表してきた^(注1)。本インタビュー記事はドイツ国内の4大ゲマインデのうちでも最も活動的なグループの1つであるデュッセルドルフ・ゲマインデが当面かかえている新移民統合問題の真相の若干を探る有力な参考資料として貴重である。ドイツ国内の大都市・地方都市のみならず、地方の小農村・部落までにも広く散在して居住し、街中でも日常的に見聞きするロシア語を常用する東欧人のすべてがロシア移民・難民とかユダヤ系移民とは推測できない(戦後ドイツ政府の積極的支援をうけて、多数の強制移住民Aussiedlerが旧ソ連邦より帰国したからである)。若しそうだとすると、そのうちのゲマインデ会員として登録済者の割合とか彼らのドイツ国内での職業とか社会的役割等々を何ら知るよしもないが、本資料は大都市デュッセルドルフ・ゲマインデという特定された生活空間とグループ内での彼らの生活・行動様式・パターンを分析し、名目上の会員数値だけが肥大化しつつあるドイツ国内に散在してある今日のゲマインデのかかえ込んでいる困難な多様な問題を若干なりとも探るてがかりになるのではないかと考え紹介しておいた^(注2)。

EUの東欧圏拡大政策を背景に21世紀のリーダーたらんとするドイツの各政党が移民法Einwanderungsgesetz採択を2002年9月の総選挙戦の主要な政治テーマにし、ドイツの新しい移民政策論争がますます熱化するなか^(注3)、グローバル化する一方の国際人流が既存のあらゆるドイツ社会の枠・法システムや伝来のイデオロギーを破壊し、社会的受け皿を次から次へと新しく造りかえていく巨大なプロセスの断面を本資料からも考察できる。と同時に拡大するEU圏のなかでの「ユダヤ人のヨーロッパ的アイデンティティ」といった新しい統合コンセプトがEU加盟各国の移民政策とどのようなかわりあいをもって形成され発展していくのかについても問題提起されているようにも思えるのである。

以下26項目の対談中、特に注目したい点を若干あげておく。1. 統一ゲマインデとしての組織問題(16・18問) 2. 教会税問題(17問) 3. シオニズムに対する自覚的なヨーロッパ的ユダヤ教ないしはユダヤ人のヨーロッパ的アイデンティティ形成の必要性(21・22・23問) 4. 戦後のイスラエル政府の偏向した移民外交戦略が結果的にはドイツへのユダヤ人移民の過度な集中要因となったこと、および分担難民法によるその大量受入れの理由はドイツ政府の戦後補償問題の1つであり、その受入拒否はナチ政権のユダヤ人絶滅政策の続行を意味するという回答者ハイゼ氏の見解(24問)。かつまた戦後ドイツのユダヤ

人ゲマインデの復興をドイツ民主主義再生のあかしとみる聞き手ボクト氏のそれ（25問）等である。いずれも傾聴に価する参考意見であり今後の研究のなかで検討したい。

次に第2資料は、第1資料インタビュー冒頭の質問(1)にも引用の1999年3月29日付のドイツの有力週刊誌Spiegel第13号に掲載の偽装ユダヤ人移民の生々しい実態にかんする雑誌記者Florian Gless氏とGeory Mascolo氏の共同執筆記事である。原表題は、“Sehr schwieriges Ermittlungsfeld”・—Seit Anfang der neunziger Jahre dürfen osteuropäische Juden unbürokratisch in die Bundesrepublik einreisen. Für Fälscher und Betrüger ein Riesengeschäft- jetzt ermitteln Polizei und Staatsanwaltschaften bundesweit.

発行部数最多で抜群のグローバルな人気と権威をほこる有力週刊誌Spiegelの珍しいエクサイテングな本特ダネ記事を読者がどのように受けとめて読んだかが問題であるが、戦後ドイツの新ユダヤ人問題を理解するうえで、これもまたとない貴重な資料である。事件の性質上実証データを欠くケースが多いにしても、実態の真相解明にはこうした具体的な見聞資料の集積・分析調査方法しかない。なお、参考までに新移民法案に関するZAR誌に掲載された最近の論稿を4点以下紹介しておく。

Wolfgang Bosbach, MdB, Stellvertretender Vorsitzender der CDU/CSU-Bundestagsfraktion,
Bonn.

Für eine vernünftige Zuwanderungspolitik im Interesse unseres Landes

ZAR.6/2000. s. 243 - 248

Ludwig Georg Braun, Präsident des Deutschen Industrie-und Handelskammertrags, Berlin.
Paradigmenwechsel in der Zuwanderungspolitik wagen

ZAR 5/2001. 5. 197 - 204

Heiz Putzhammer, Bundesvorstand des Deutschen Gewerkschaftsbunds, Berlin.

Für einen Paradigmenwechsel in der Einwanderungs-und Migrationspolitik

ZAR 5/2001. s. 204 - 211

Prof. Barbara John, Ausländerbeauftragte des Senats, Berlin.

Deutschland - ein Integrationsland?

ZAR 5/2001. s. 211 - 214

(第1資料)

ミハエル・ツェンタイ・ハイゼ氏：ベルナルド・ボクト教授対談集
表題「帰属意識はどんなグループにもあるーデュッセルドルフ市ユダヤ人ゲマインデのユダヤ人移民統合問題担当常務理事とのインタビュー」

質問(1)

1999年第13号の「シュピーゲル」^(注4)誌はいわゆる旧ソ連邦から偽造パスポートでドイツに入国した多数のユダヤ人移民にたいする警察・検察庁が全連邦規模でおこなった調査報告(第2資料参照)を掲載しております。同誌はその記事のなかで、その背後に偽造・詐欺業者の組織した事業があるのではないかと推測しております。まえまえから、これらの移民のうちの多くがユダヤ人ではないのではないかと憶測されていたのも事実です。あなたのゲマインデはこうした問題についてどのように対処しているのですか。

確かに新移民たちの多くが宗教的背景をもっているわけではありませんが、そのうちの大多数のものがユダヤ人でないというのは誤りですよ。誰がユダヤ人なのかを決定する基準はわれわれのゲマインデでは、ユダヤの宗教法であるハラハー法Halacha、すなわち、ユダヤ人の母親の実子であるか否かによって決定するのです。1991年に制定された手続によって入国してきた大多数の移民はまさにユダヤ人ですよ。しかしドイツ大使館は父親がユダヤ人で、したがってハラハー法上はユダヤ人といえないような人物までも入国させていることもわれわれは承知しております。彼らがゲマインデに申し出れば、所轄官庁が彼らを同等に取扱うようお願いするわたしたちの文書Bescheinigungをもらえますが、だからといって彼らはゲマインデの会員Gemeindemitgliederにはなれないのです。こうしたことで、両親の状況いかんによって雑婚Mischeheとかユダヤ人の子弟とはいえない子供たちの数が相対的に多くなっているのです。わたしたちとしては当初から断片的な知識でもって、雑婚・混成婚家族gemischten Ehe und Familieでもあるがままに受入れています。またさまざまな領域に人を供給しておりますが、いずれの場合も、移民なら誰もが情報とか社会的扶助にうえておりますので、私たちの社会部局がそれに対処しております。

したがって、私たちは移民たちがゲマインデと長期間にわたって結びつきをもつように希望しておりますが、現在のところ問題とおもわれるところの大部分が時間がたつにつれて、おおよそ解決されてきていると思います。

偽造文書についていうと、デュッセルドルフ・ゲマインデはロシア書類を比較的確かなものと判断できる数少ないゲマインデのうちの1つであります。私たちは優秀な文書検査装置を備えて、所轄地方・連邦当局と協力しながら責任をもって活動しております。したがって、私たちのゲマインデが新しく受入れる際には移民たちの提出するあらゆる必要書類の検証も偽造の除去もできる状況にあります。確かに最近、われわれですら確認できないような巧妙な偽造が若干出てきております。また、一部の非ユダヤ人がユダヤ人のマントを着てドイツに潜入していることも確かですが、彼らはモスクワあるいはキエフのドイツ大使館のみならず、われわれすら騙すことに成功しています。ただし、その数値はわずかなので、われわれとしても共生感情に甘んじざるをえないのです。20年・25年後には彼らの両親あるいは祖父たちが入国の際、こうした書類を使ってやってきたことなどには誰も関心をもたなくなるのです。ユダヤ的な教育を受ければ、こうした子供たちもまさにユダヤ人として通用するようになるのです。

質問(2)

旧ソ連邦では、ユダヤ人は国籍として認められていたので、パスポート申請すればそれの変更も可能であった。しかし、ユダヤ人国籍に変更しようと申請してもハラハー法にもとづく正確な国籍解釈通りには認定されないことがしばしばありました。こうしたこともあって、ユダヤ人の父をもつ人の場合は特に変更が容易であったのではないですか。

独立国家共同体からやってきた移民の多くが簡単にユダヤ国籍に変更している問題については、ドイツ連邦内の大多数のラビの出席した1998年末の第1回ユダヤ教ゲマインデ会議Jüdische Gemeindetagの席上でも熱心に討議されました。またこの問題の審議のために召集されたラビ協議会Rabbinerkonferenzの席上、ゲマインデと中央評議会の代表者は、ゲマインデがこの問題でひどく悩んでいるとあからさまに同協議会を非難した。そこで非難されたラビたちは、ドイツのラビ協議会はこの問題を専ら担当するユダヤ人裁判所Jüdisches Gerichtの開催を計画していることを発表した。近いうちにこれがうまく運営されるようになるかどうか若干疑問に思いますが、ラビたちもこの改宗問題について色々と討議しております。いずれにしても、何らかの解決をみい出さねばなりません。従来理解では移民たちがこれまでにおかれていた生活環境を正当に評価していないのではなからうか、ソビエト連邦内に在住している間は彼らは父がユダヤ人であるというだけで本人の

パスポートにはユダヤ人と記入され、あらゆる生活面で長らくユダヤ人として不利益と差別のうちに生活してきたのに、今度はドイツに入国後もユダヤ人ゲマインデからは、あなたはユダヤ人ではないのでゲマインデの会員として受け入れられませんよと告げられショックを受けているのです。これとは反対に、ユダヤ人の母親をもつ場合は、本人のあらゆる生活がユダヤ人家系として長らく身を隠すこともでき、しかも本人のパスポートの国籍申請をする場合には、ロシア人として記入できるのです。こうした人たちは恐らく報復措置に悩むことにはならないでしょう。むしろ本人の血統上は有利になり、ドイツ連邦共和国に入国できユダヤ人ゲマインデにも会員として何の問題もなく受け入れられるのです。私はこうした事態には全く不満です。こうした不合理な事態を取り除くようラビたちが呼びかけているのです。こうした場合、キリスト教徒同様、こうした移民たちを大量洗礼して改宗させるなどといった措置をとるわけにはまいりませんから、やはり伝統的な方法で、しかも簡素化した方策をもちいなければなりません。

質問(3)

こうした事態は決して新しい事柄ではありません。これまでの永いユダヤ史のなかでもこれと類似の状況が何度も繰返されてきたのです。ある世代は、キリスト社会によって洗礼を強要されましたが、その子孫は苦労してユダヤ人ゲマインデに再復帰したのです。こうした歴史的な事例との関連についてはどうでしょうか。

歴史上そうした実例をみとめて、それを論ずるためには大人物が必要です。こうしたことのできる人物は、今のところ連邦共和国内のラビのなかにはみつからないと思います。お互いに論争し合う活力はこれまでとは何ら変わっていません。事態の分析が直ぐに個人的に解されやすく、「全く正直なラビはいない」「私よりかなり自由主義的だ」とか「でも彼よりも私の方がちょっぴり正当派的だよ」といってこぼすだけであります。限定化とか類型化の原理だけがそこでは重要視されますが、それもドイツに居住しているラビにとっては明らかに最重要な問題になることにはちがいないと思います。こうした問題のとらえ方では、わずか10年間にユダヤ人ゲマインデの会員数が3倍に急増したことから生じた新しい重要問題と十二分に取組めない。ラビたちの多くがユダヤ人ゲマインデの司牧として緊急に解決すべき問題にたいして何の解答も出せていないという事実を忘れてはなりません。

質問(4)

あなた自身，旧東欧圏からドイツ連邦共和国にやってきた移民者なのですね。あなたの仕事は楽になりましたか。

実は，わたしは宗教的な教育をほとんど受けておりません。ただわたしの祖母がたまにシナゴクへ連れていってくれました。かつての社会主義国では，本来の意味での宗教生活を送ることは現実にはできなかつたのです。シナゴクもほとんどなくて，ユダヤ教の掟どりの食料品も偶然にしか入手できないのが現実でした。でもわたしの両親には幅広く育ててもらいました。デュッセルドルフのユダヤ人ゲマインデではじめてユダヤ教を学びました。はじめの頃ゲマインデに通ったのは，そこで真実の人と出会えたからであります，その後ユダヤの教義・歴史・文化そして宗教に関心をもつようになりました。わたしは青年活動に参加し，シオニストの青年連盟に加盟し，イスラエルでそれに没頭したのですが，そこでの生活を今となっては思い出せないのです。以上がわたしのユダヤ教へ進んだ道なのです。今やってきている新移民たちの多くがこれと似た経路を辿ることができると思いますし，そうしたことをわたしは全力で支援したい。わたしは自分の体験にもとづいていつ何時でも移民たちにできるかぎり早急にドイツ語を修得するようにすすめております。なぜならそうすることによってのみ統合ができるからです。そして更に，移民たち自身が自分は招待されてこの国にやってきた者ではないこと，更に，余計なことを要求してはならないことをはっきりと自覚していなければなりません。この国では生活と積極的に対峙し，提供された援助に感謝しなければなりません。このことによって自分自身のみならず，これからもやってくる新移民たちの統合が容易になるのではないのでしょうか。

質問(5)

今日ではドイツ国内のユダヤ人ゲマインデ会員数を平均してみると，約3分の2が旧ソ連邦からやってきた移民で占められていますが，こうした事態がこれまでのゲマインデの生活の活性化を約束するでしょうか。

デュッセルドルフのゲマインデに関するかぎり，こうした質問は率直にイエスと答えられます。例えば，これまでとは比較にならない程今日では文化・宗教行事が活発におこなわれています。当ゲマインデの生活は多種多彩で，かつ魅力的なものになってまいりまし

た。こうした活性化の原動力になっているのが新しい会員です。新会員たちだけのロシア語による行事もしていますが、そうした行事のみならず、当ゲマインデは会員相互の一般的な交流を結束する場でもあるわけです。あなたは分裂の兆しがないのかとの質問をしているようですが、デュッセルドルフの新移民については、それを認めることはできません。

質問(6)

しかしこれまでのゲマインデ内の統合を求めて急増する新移民会員にたいし何ら規制策をとろうとしなかったゲマインデの責任を心配するむきもありませんか。

確かに、これを一般化することはできないが、既にのべた通り第1回ユダヤ人ゲマインデ会議内では移民受入れ策について、はっきりと大きな意見の食い違いがきかれました。ある代議員たちはとりあえず移民たちをゲマインデ会員には加えないでおこうとかの全く奇妙な議論をたたかわせていました。かくして移民が加入するには、5年間その地に居住したことの証明等が必要でありました。

質問(7)

バイエルン州では今なお、こうした手続が長期間実施されていますね。

バイエルン州に限らず、バーデン・ヴュルテンベルク州とラインラント・プハルツ州でも今なお実施されております。ゲマインデ会議では反対意見も出ていますが、そうなると新移民たちが旧役員を選出しなくなる恐れもあるので、彼らの権力構造の維持のためには現行のままが都合がよいのでしょう。金銭的理由も一定の役割をしていて、そうしたゲマインデのうちには非常に財政的にめぐまれているところもありますが、その資財をおおやけには新移民たちの統合のために投入しようとはしないのです。しかし他方では、バイエルン州のワイデンWeidenゲマインデのように移民を加入させようと努力している模範的な小さなゲマインデもあります。このような問題にはその責任者の姿勢いかんが問われるのであり、またゲマインデの規模とは関係しないと思います。フランクフルトやミュンヘンのような大規模ゲマインデの最近8年間をみると、新移民の受入れをためらってか、かなり小規模にしか受入れていない。これと較べるとかつては1,500名しかいなかったデュッセルドルフのゲマインデの会員数が1990年度には5,700名へとほぼ天文学的数値に

急増しております。

質問(8)

移民が始まった頃の状態と今とでは、基本的にどこが違っていると思いますか。

1990年8月時点のわたくしたちの会員のうち60才以上が48%を占めていて、デュッセルドルフのゲマインデは将来性のないものでした。フランクフルト、ミュンヘンやベルリンのような3大ゲマインデだけしか生き残れない。デュッセルドルフのごとき小規模なゲマインデのすべては、ここ10年乃至20年間で問題で、そのうちに存続できなくなるだろうとわたしは考えていました。ところが、若い移民たちの多くが、当初から小さな子供たち同伴でやってきたので、60才以上のゲマインデ会員の占める割合が3分の1に減少しました。人口統計上は理想的な状況とはいえませんが、これまでの年齢構成からすると、大きな前進であります。

質問(9)

数値的にみても高齢者グループがかなり多いではないですか。それなのにどうしてあなたは前進だとみるのですか。

子供たちを多くつれた青年たちの移民で、わたしどものゲマインデの将来に展望がひらけております。例えば、ユダヤ教の布教のためユダヤ人の小学校をつくりました。歴史的にみても、他の宗教とは異なって制度を通じてではなく、先ず家庭のなかでこれまでユダヤ教の伝統が受け継がれてきたのです。ホロコーストは1世紀半の世代の人たちを根絶してしまいました。生存者も迫害を受けたために、彼ら自身も多くの事柄を学んでいなかったために、ユダヤの伝統をほとんど受け継ぐことができなかったのです。戦後のドイツは、このことが1つの重要な問題となったのであります。多くの人たちがユダヤ教に関する本当の知識とか深い認識をもっていなかったのです。口伝えが全く途絶えたわけではありませんが、家庭内での慣行や伝統は途絶えてしまいました。今日では、若い人たちがその子供たちにユダヤの伝統をうけつがせるようなシステムが必要になってきております。そのためには、ユダヤ人学校や青年のための施設の建設を断念してはならないと考えています。

質問(10)

移民家庭の子供たちがユダヤ教になじんでいても、両親が旧来の文化になれしたしんでいる限り問題が大きくなりませんか。両世代は相互に疎遠にならないですか。

確かに問題は簡単ではありませんが、逆の場合もありうるのです。子供の両親が移民先のイスラエルで母国語やユダヤ文化・宗教を学んでいる場合もあります。こうした状況はやむをえないのでして、新移民のユダヤ人家庭では旧世代が子供たちから未知の事柄についての情報を多少ともえることになっても問題はないと思います。でもユダヤ教の継承という点からみると、今日の新移民のうちの旧世代は失われた世代ではないでしょうか。文化の諸領域などで彼らが貢献し、色々な活動を通してゲマインデの生活にとけ込むことを提言したいのですが、この世代はドイツ国内の大抵のゲマインデ内では、それ以上の主役としては活躍しないでしょう。彼らの子供たち世代になってはじめて、ユダヤ的伝統を継承し、ドイツ国内のゲマインデを指導する状況が生まれるでしょうね。

質問(11)

移民の統合に関するあなたのゲマインデ内の主要な課題は何ですか。

やるべきことはあらゆる分野・年令グループにあります。色々な面で協力者をえて、新しいシステムとが仕事を組織しなければなりません。例えば、現在25名ごとに2つのグループに組織しているわたしたちの幼稚園は小さすぎます。第3のグループ分けが必要になってきているのに、それに要する余地がありません。もう1つ例をあげると、青年センターを、新移民を含む多くの若者たちが定期的に利用しに訪れていますが、16才以上の新移民たちのなかには他のことに興味をもつ者も出てきております。ロシア語に堪能で、かつ必要な予備知識をもった若い女性指導者を雇っていますが、今彼女の助けをかりて色々事態を改善できています。さらに必要なサービスを提供するには、資金が不足しています。わたしどもの経営する小学校について云うと、非ユダヤ人の両親からの入学の問合せが増加しておりまして、きたる通学年度にはすでに彼らからの申込みも若干あります。

質問(12)

あなたのゲマインデの統合政策の力点が子供の世話と教育に集中していることが解りましたが、年長者の新移民にたいしてはどのような対策をとっていますか。

そうですね、原則的には年長者の移民についても努力しております。若年層の移民のためには、ケッシャー・クラブKesher-Clubを設立し、それにたいして理事会が若干の資金援助をしております。同クラブは18才から35才までのグループ向けに雑貨店のようなものを開いておりますが、同クラブの主要な事業目標としては、主として社会的なふれあいを組織するとか、もろもろのパーティ、文化イベント、ワークショップなどを主催する事です。その他にも50才～60才の会員のためのクラブ・シェラニユShelanuがあり、新移民がやってくる以前の私たちのゲマインデのある側面をあらわにしております。現在同クラブでも多くの新移民を受入れておりますが、古くからのなじみの定住者の大多数が立去ってしまったことは残念でなりません。老年層対策でも忙しくしております。60才以上の古参の移民の大部分がクラブ・アモスAmosに入会しており、ここでも毎週集会をもっております。もちろんロシア語を話す小さなグループもありますが、そこでは、しばしば老人にはドイツの事情を知るためのドイツ語能力不足がみられます。その他に、わたしたちのゲマインデ内で年長移民が名誉職につけるようなモデル・プロジェクトもはじめております。既に第1回目の成果をあげております。約30名の移民が色々なプロジェクトに定期的に参加しております。

質問(13)

ゲマインデとしては今後どのように行動をとる必要があると思いますか。

あらゆる年代層がゲマインデへの帰属意識をもてるようにしたい。それにしても、子供たちや青年向けの対策が一層重要になってきております。わたしたちの基金を今後も長きにわたり専ら新移民層に投資すべきです。次に住居からはじまって語学研修^(注5)・就職斡旋といった基本的な統合問題対策をねりあげて実施する必要があります。とりわけ就職斡旋、つまり失業救済問題とは厳しく対処しなければなりません。他方、旧定住者グループの方々は、ゲマインデに対してこうしたことは全く別の問題に関心をよせていて、ゲマインデをこれまで通りに礼拝とシナゴクのみならず、社会・文化・文藝行事サービスを提

供してもらえらる場とか組織であるとしか考えていないのである。以上のような新旧グループ間のくいちがい、それぞれの異なった期待感と緊張感のために全会員が満足できるような事業運営状況をつくり出すことができていないのです。全く、綱渡りをしているような現状であります。基金には限度があります。ゲマインデ活動にたいする賛助会員数値もゲマインデ会員数増と比例しないにしても最近漸次増加傾向にあります。ただし新設した施設にはそうした賛助者が比較的に多くなりましたが、質量共に多大な課題に対処するには十分ではありません。賛助者がさらに増加すれば、これも円滑に活動できると思います。したがって現時点では満足のいく状態ではありません。現状ではとりあえず他の個所の出費を節約しないと、新しいものに投資できない状態です。緊急に対処しなければならないような問題が発生しても、ただわたしたちは消防署のような応急措置しかとれないのですよ。その結果、あらたな裂き穴がまた再発するといった状態です。万全の管理不能が毎日のように続発しております。

質問(14)

新移民会員と古くからの定住会員との間に生ずる対立の現状について話していただけますか。

両グループ間の対立を和らげることは容易ではありません。旧会員たちの心のなかには、新移民たちの到来によって窮地に追い込まされたという不安感があります。その不安感は、何もやってくれないではないか、自分たちを無視してしまっているのではなからうか、とゲマインデの責任者たちにたいする非難となってあらわれております。しかし、この非難は正当ではありません。というのも、古くからの定住者たちは長い間住みついているので、統合のための支援を今更施す必要は何もないのですから。他方、新移民たちに対しては、優先的に語学研修や就職斡旋その他の社会的な苦勞を取除いてさしあげるための受入支援を施す必要があるのは当然だと思います。自分は不利に放置されていると思っている若干の旧会員の関心を満たしてあげるよりも先に、新移民たちの住居斡旋や福利厚生要求やその子供たちの就学の世話をすることの方が急がれているのです。わたくし共としては、旧居住者会員にたいして、そうした事情を十分理解していただくべく努めております。こうした問題や彼らの不安感や要望事項を話し合うことを目的にした旧会員のための夕べを先日はいじめて開催しました。

質問(15)

さし迫って危機管理Krisenmanagementが必要になってきているのではないですか。

両グループ双方でかなり敵対していることは事実です。大抵の移民はゲマインデがよく面倒をみてくれると認めていると思います。それに反対意見をもつ者が少数いることも承知しております。しかし、「ゲマインデは何もやってくれないじゃないか」とただ非難するだけでは、ゲマインデや社会への統合という点からすると、自らの無力と消極性を自認するだけに終わるのではないのでしょうか。ゲマインデというところはサービスを要求するだけではなくて、ある期間をへると、ゲマインデ内に自らがサービスを提供しうる可能性と力を持たむ場ではないのでしょうか。旧居住者たちには云うまでもなくそうすることが一層強く求められるのです。自らのよこしまな良心の慰めのためにだけ彼らに努めてサービスを提供しているのではないのかといった非難の声すら出ているような次第です。新移民よりもはるかに旧定住者のできることが多いはずですが、自分自身やゲマインデのためばかりでなくて、例えば新移民家庭の親代り役までひきうけるとか、そうした名誉職につくこともできはしまいか。語学研修コースを開いたり、新移民の世話を積極的に行っている旧定住者も出ていますが、ゲマインデに新に訪れる数値程には増えておりません。指導者を批難する前に旧定住者の平均年齢のことも考慮しなければなりません。彼らの絶対数値が減少しているのです。前年度の1,500名が現在1,300名、すなわち全会員の約22%にまで減少しております。統合にさいしての主要な課題をゲマインデの協力者も担っているのですが、いわゆる危機管理と一言でいっても仲々容易な事柄ではありません。

質問(16)

ここ数年間に、大抵のゲマインデ内で新移民の方が多数を占めるようになりましたね。それにつれてこれまでのゲマインデの活動部門も多種多様になってまいりました。統一ゲマインデEinheitsgemeindeといわれる組織形態自体がもうすでに組織モデルとしては古くなってきているのではないですか。

歴史起源的にみると全く異った形態が描かれ、宗教的にみても色々な異宗派が一つの屋根の下に擁護をうけるといった統一ゲマインデが組織原則モデルとして認められてきましたが、実際にはこの組織原則もそろそろ終りを迎えようとしているのではないですか。現

存の統一ゲマインデという組織モデルは、ドイツ国内のユダヤ人ゲマインデが解体しはじめたので、その後分化ができるよう小さく組織されるようになったという事情を背景に、第2次世界大戦終了後に成立したものであります。ドイツ国内で第4番目に大きな規模のデュッセルドルフの正教派ゲマインデにおいてすら自由派と保守派に分裂していて、その存続が危ぶまれていたのです。小さなゲマインデでは、ハラハ法に基づいた完璧な礼拝は統一ゲマインデの支援のもとでしか、しかも祝祭日にしか催されていないのであります。そして組織的・財政的にも困窮しているにもかかわらず、廃会になることだけは避けられているのであります。1989年以降の移民増によってゲマインデが正統派・自由派・改革派ないしは保守派に分裂するのではないかといった懸念が少なくとも数値的には考えられております。ユダヤ教は、きわめて多様かつ異質な宗派が存在し、認められることで生きながらえているのであります。統一ゲマインデは1945年から1990年の間これまでもっとも困難な条件のもとでドイツ国内のユダヤ人ゲマインデを存続させてきた援護機関でもありました。その間にも、わたしたちは基本的に変化する状況にさらされおかれているのです。統一ゲマインデという組織は外部に対しては、今なお政治的代弁者の組織としての役割を担っておりますが、実際にはその存在の必要がなくなってきているのです。

質問（17）

ゲマインデは、これまで国家が代行してきた教会税Kirchensteuerの徴収などの特典をきっぱりと断念する時にきておりませんか。その用意をしていますか。

教会税とは原則的には、自由にしておくと支払ってもらえないような私たちゲマインデ会員の税金を国家を通じて徴収するまさに経済的措置にほかなりません。大抵の移民会員は定職がないために納税していないので、ここ数年間ゲマインデの財政のうちの納税部分は資金不足がつづいております。私たちとしては徴税手続を改めたからとて別に困るわけではありません。こうした従来からある徴税方法を切りはなす場合には専ら技術的問題を片付けさえすればよろしいのです。教会税についてのこれまでの措置の不都合な部分を改正するか、それともベルリン・モデルのようにゲマインデでその税を徴収することにすればよろしいのです。しかし後者の措置は納税モラル不足だけではなく、徴税のための行政経費の点からしても理想型とはいえません。けれども場合によっては、こうした準備も必要でしょうね。

質問 (18)

統一ゲマインデEinheitsgemeindeが解散するとなると、ドイツ国内のユダヤ人ゲマインデそのものの政治的意義を少くとも喪失するおそれができますね。

地方自治体レベルでみると、確かにそうなるかも知れません。デュッセルドルフのように複数のユダヤ人ゲマインデの存在している都市の場合、市の行政当局との共同作業や利益代表の問題が複雑です。こうしたゲマインデは互いに対立したり、無視されないように密接に協力しあうことが必要になります。社会福祉活動についても法律問題を明らかにしなければなりません。といっても州レベルごとに若干問題がさまざまに異なると思います。すでに色々なゲマインデが加盟している州連合Landesverbandのようなものもできております。同じように全連邦レベルでは中央評議会Zentralratとつながっております。こうした連合のおもな仕事は外部にたいする政治的代表であり、それを通して宗教とは無関係な多くの世俗的利益が守られるのであります。ドイツ国内のゲマインデの大部分は、これまでは正統派の統一ゲマインデEinheitsgemeinde mit orthodoxer Ausrichtungですが、正統派を脱会するゲマインデが多くなり、中央評議会や州連合の感知しないような意見が出てくると、独自のより宗教的な代表が出てくることも考えられる。こうした分裂は、きっとやがて政治面で問題になります。今後こうした不利を覚悟で生活しなければならなくなるかも知れないが、私は今のところ心配をしておりません。

質問 (19)

ケルンの社会学者アルホン・ジルバーマン氏 Alphonse Silbermannはケルンのシナゴク・ゲマインデSynagogengemeindeを調査し、このゲマインデの活動の低下を予測し、新移民はゲマインデをまるでサービス・センターのように利用するだけで、ゲマインデのおこなう文化・宗教的な統合活動には全く関心がないと述べておりますが、同氏の批判をどう思いますか。

ジルバーマン氏の説は一見表面的な分析であります。正しい部分もあるので否定しませんが、その結論は誤っております。年長移民のなかのある者がサービス・センターとして悪用している場合もありますが、基本はそうではありません。大部分の移民がまさに社会扶助を必要としているのです。彼らを救済するためにこそ、私たちの存在があるので

から。どこに悪用があるのでしょうか。彼らが求めている労働市場の現状とのくい違いが彼らのゲマインデ活動への積極的参加を期待できなくさせているのです。移民がはじまった当初、わたしは就職できないと新入会員のうちの30%が教会税未納のまま脱会するのではないかと悲観的に予測していました。10年後デュッセルドルフでは、もちろん十分満足できる状況ではありませんが、新移民のうちの約25%が就職でき、残りの75%が社会扶助で生活しております。こうした問題を取除かねばなりません、1990年以降デュッセルドルフ・ゲマインデに加入した4,400名の新会員のうち30名の移民会員しか退会登録を出した者がいないのですよ。こうした数値からみると、私の判断が誤っているとも、ジルバーマン氏のおっしゃったことが根拠がないともいえないと思います。大多数の移民は、彼らの望ましい状態のなかで礼拝に参加できなくとも、ゲマインデとなんらかの結びつきをもっておきたいという感情をもっております。なによりも、移民たちの子供が私たちの学校に入学を希望していることもまた、その限りで役立っているのではないのでしょうか。こうした子供たちがやがて将来私たちのゲマインデの中核になってもらえるでしょうから、ドクター論文の執筆のための調査を考える社会学者を別にしておいても、彼らの両親がどういった動機で以上のような行動をとっているのか誰も問いかける者はいないのです。

質問（20）

多くの移民会員がなんの奉仕活動もしないで、社会奉仕だけを一方的に求めている状況を否認できないと思います。ゲマインデもそしてその他のユダヤ人組織も彼らのたんなる表面だけの交流ともっと対決しなければならないのではないですか。

ただこれからも、より透明度の高い議論とさらなる分析とそれにふさわしいプランづくりを求めることができます。でもデュッセルドルフは他のゲマインデよりも開放的ですし、こうした問題とも実践的に取組んでおります。私どものできる範囲でやっておりますが、もちろん限界もあります。統合問題には創造性、達成力、忍耐、根気が要求されますし、個人的にもきわめて時間と金のかかる仕事です。誰にでもできる仕事ではなく、質的責任が要求されます。どんな効果的な方策にも適当な人材を十二分にえたからといっても、なお適材の協力者 *die geeigneten Mitarbeiter* をえないことにはなりません。これが私たちのジレンマなのです。問題の大きさに屈して改善を恐れているのではないかと外からは見られがちですが、積極的にこの問題に取組もうというゲマインデにいる活動家の数は

移民後も何ら変化しておりません。古くからの定住者同様，新移民者たちも積極的に活動しております。

質問 (21)

アルフォン・ジルバーマン氏はその研究のなかで，多くのゲマインデの活動とかユダヤ教の理解の仕方においてかなりイスラエル志向がみられるが，これはラビの多くがイスラエル出身者であることに原因があるとも批判しております。ドイツ国内のゲマインデは，ドイツ系ユダヤ人の歴史とユダヤ系ディアスポラ *die jüdische Diaspora* を結びつけるような独特のコンセプトをその活動と自己認識のなかで展開していかねばならないのではないのでしょうか。

ドイツに住んでいるユダヤ人のすべてが，そうした歴史について関心をもっているとはいえないでしょう。これまでは，ドイツのユダヤ人の歴史にふれることは社交向きではありませんでした。基点はイスラエルしかありません。フランス，英国，米国のユダヤ共同社会 *die Jüdischen Gemeinschaft* をモデルにすることはできませんから。故郷はイスラエルです。それが歴史なのです。人口統計上からすると，ドイツ連邦共和国のユダヤ人共同社会は西欧で英国，フランスについて第3位であります。過去のアイデンティ感はもう通用しなくなっています。ドイツ的ユダヤ教の伝統のある種のルネッサンスしかありません。そこにこそ，イスラエル，米国と肩を並べて，私の積極的に関与する自覚的なヨーロッパ的ユダヤ教 *ein selbstbewußtes europäisches Judentum* をめざした強力な全ヨーロッパ的な運動が成立するのです。

質問 (22)

ということはイスラエルを離れてという意味ですか。

私はそうとは云っていません。イスラエルを離れることが目的ではありません。ユダヤ人なら誰もが生活の中核になり，またそうありつつげるのはイスラエル国家以外にはないのでから。もちろん盲目的・精神的な盲従は急速に消滅するでしょう。イスラエルの政治家がイエルサレムでくしゃみをしたからとしても，世界のユダヤ人共同社会が直ちに健康になるわけではありません。私たちはユダヤ人のヨーロッパ的なアイデンティティ *eine*

europäisch-jüdischen Identitätを志向し発展させはじめているのです。

質問 (23)

シオニズムはヨーロッパのディアスポラのなかでは、すでにその伝統的な統合力を失っていませんか。

シオニズム運動やそのイデオロギーは、今日のヨーロッパでは実にみじめな状況にさらされております。50年来旅支度をして、数年まえから近ぢかイスラエルに渡航を告知している人たちを別にすると、ヨーロッパに今居住している一般のユダヤ人のあいだでは、すでにその意義を失っております。私がゲマインデのリーダーをしていた青年時代には、ドイツ青年シオニストZionistische Jugend in Deutschlandが私たちのゲマインデの中核になっておりました。当時でも大多数の会員はシオニスト運動を理想的なものとか、あるいは実利的なものとしてしか支援していませんでしたし、実際にイスラエルに移住した者はごく少数しかいませんでした。イスラエル政府を批判していた者たちはシオニスト運動には参加しておりませんでした。こうした批判的意見を取入れそこなってしまったと私は思います。そのためにシオニスト運動内部の改革と新志向へのエネルギーをなくして運動はますます硬直化し魅力を失ってしまいました。今日ではほんもののシオニストに出会うことは殆どありませんし、いたとしても大抵の場合専らイスラエルに募金を送ることをおもな仕事にしている者たちであります。

ドイツの場合でみると、1990年にそうした運動がありましたが、古くからの定住者はすでに家をもっていましたし、独立国家共同体からやってくる移民の場合も出国の際にイスラエルにするか、ドイツ連邦共和国にするかいずれかを選択できたので、シオニズムは全く意味をもたなくなってしまうのです。これらの移民たちの大多数がドイツ国内のユダヤ人ゲマインデのなかで長きにわたり漸次ゲマインデの運営を引継いでくれるでしょうし、確かに子供たちや若者たちの活動も今日ほどにはイスラエルに集中することはなくなるでしょう。

質問 (24)

イスラエルはあらゆるユダヤ人のための母国であると主張しております。ドイツ連邦共和国のイスラエル大使のアビ・プリモール Avi Primor 氏は1998年に「ユダヤ人移民がよりによって、どうしてドイツに移民しようとするのか」と問いかけかておりますね。

プリモール大使が本当に問いかけたいのは、どうしてこうしたユダヤ人たちがイスラエルに移民してこようとししないのか、ということだと思います。イスラエル国家の指導的外交官の1人であるプリモール氏なら、80年代末から90年代はじめにかけて当時のイスラエル政府が旧ソ連邦からのユダヤ人難民を受入れないように、あらゆる殆どの国家にたいして説得してまわる外交戦術をとり成功したことを思い出してほしいのであります。ドイツが大規模にユダヤ人移民を引受ける原因の1つはイスラエル側にあったということは、正に歴史の皮肉としか言えないでしょう。殆どのゲマインデと中央評議会が移民についてきわめて重大な関心をもっているのです、ドイツは彼らの入国を拒めないのです。それは正に生き延びるための問題であったからです。ドイツ連邦政府は自らがハンマーになるか金敷になるか、すなわち積極的移民受入国になるか、それとも消極的な移民受入国になるか、その選択を迫られたのです。要するにドイツ連邦共和国内にあるユダヤ人組織はイスラエルがはっきりと受入れを拒否した移民を要求したのです。私の解釈では旧ソ連邦からやってきたユダヤ人難民を、とどのつまり分担難民法 *das Kontingenflüchtlingsgesetz* にもとづいて受入れた理由は、それが補償の問題の1つ *eine Frage von Wiedergutmachung* でもあったからです。

移民受入れを拒否するという措置は、つまりドイツがユダヤ人から解放されるという権利を再びヒトラーにあたえること、つまり云いかえれば、1945年までにナチス政権が完全にはやりとげることのできなかつたドイツならびに全ヨーロッパのユダヤ人完全絶滅に猶予をあたえて完遂することを意味しているのです。

質問 (25)

戦後ドイツにおけるユダヤ人ゲマインデの復興はドイツ民主主義再生のあかしとみられております。あなたはよく自分の人生が衆人環視のなかにおかれてはいまいかと感じませんか。

ちよっぴり私どもが特等席Präsentiertellerあるいはショーケースに入れられて優遇されているようにも実際に思えてくることもあります。ドイツ人の多くは出会いBegegnungを求めないで、レッシング作の“ナターン”とか“生け贄”といった演劇あるいは反ユダヤ的な風刺漫画といった自分好みのものしかみようとしないのではないかと思うことがあります。彼らの奇妙な性格からでしょうか、30年もドイツに暮らしているハンガリー系のユダヤ人の私ですら、他にドイツ系ユダヤ人のいない時には突然ドイツ系ユダヤ人とみられて、紹介されることがよくありました。この国で私は云うに云われぬ位複雑な人生を送ってきました。これからこの国では新しいドイツ的なユダヤ教が育てられると思いますが、それは1933年以前のそれとは全くちがったものになるでしょう。なぜなら今日では前提要件や共通点が昔とはちがうからね。というも、ドイツ系ユダヤ人は大変長い間にわたってナチの迫害を受けつづけてきたので生存者、すなわち生還者は極めて少数になりました。1945年以降になると生存した難民たちが全ヨーロッパからやってきて、彼らが主体になってドイツのユダヤ人ゲマインデを再建したので、ドイツ系ユダヤ人はそのうちの少数派であったのです。1950年代の終り頃になると今度は、ユダヤ人移民がハンガリー、ポーランド、チェコスロバキア、ルーマニアからやってきました。旧ソビエト連邦からユダヤ人移民がこの国にやってきはじめてのは、70年代のはじめになってからです。そしてイスラエルやアメリカからもユダヤ人がこの国にやってきたのです。したがって、ドイツ国内のふだんのユダヤ人人口数値は、表向きはあらゆる国から移民してきた混成数値なのでありますが、その混成比は逐次変わっております。90年代の大きな移民のうねりは、これまでとは全く異った新しい状況をつくりだしております。したがって、独自のアイデンティティと文化を伴ったドイツの新しいユダヤ教がこの国で長期にわたって創造されることになるでしょうね。しかし、現時点でこれについて今後どうなるのか、なに人も予想することはできないと思います。

質問 (26)

世間ではロシア系ユダヤ人の統合問題は、ユダヤ人ゲマインデと中央評議会が対処する内部問題ではないのかとみておりますが、これについてどう思われますか。

ユダヤ人以外の人たちもこれについて常に関心と対話をして下さることをのぞみます。大多数のユダヤ人でない方たちはドイツ国内のユダヤ文化とゲマインデの生活についてなにも知っておられません。ユダヤ人でない人の多くは面識のある場合以外は、ユダヤ人と個人的に知るとか話をかわすことはないのです。ホロコーストという言葉は今や大多数の人たちには1つの概念にすぎないのであります。そしてまたある新聞によると、若者たちの30%はアウシュビツという地名すら知らないといわれております。しかし、この国での私たちの歴史はホロコーストでもって始まり、それでもって終りを告げられるわけでもありません。

私はただ次のような事柄について、人間的な対話と他人にたいする現実的な関心をもちつづけてほしいのであります。

あなたは、どこからやって来たのか。

あなたは、どんな歴史をおもちか。

あなたは、ドイツで暮らしてみてどう感じたのか。

あなたから、私はなにを学びとることができるのか。

あなたは、私から何を学びとることができるか。

以上

(注1) 「ロシア系・ユダヤ人およびドイツ人移民Aussiedlerにかんする最近の文献資料について」高松大学紀要。第31号。P.115 - 151頁。1999年、3月刊。「独立国家共同体よりドイツへのロシア系ユダヤ人の最近の流出動向ならびにドイツの行政措置について(1)」吉備国際大学社会学部研究紀要 第9号。P.157 - 168。1999年。および同上論文(2)吉備国際大学社会学部紀要 第10号。P.149 - 158。2000年。「統一後ドイツのロシア系ユダヤ人移民にかんする実態調査・研究資料 その受入れのための法手続の実態について」高松大学紀要第36号。P107 - 124。2001年10月刊。

(注2) なお、本対談を掲載したJulius H. Schoeps/Willi Jasper/Bernhard Vogt, Ein neues Judentum in Deutschland? Fremd-und Eigenbilder der russisch-jüdischen Einwandererにはドイツ国内の今日の各ゲマインデのかかえ込んでいる困難な問題にふれた以下の4つの論稿もあるので参考までに表題と頁を紹介しておく。

Judith Kessler,

Identitätssuche und Subkultur. Erfahrungen der Sozialarbeit in der Jüdischen Gemeinde zu Berlin...140以下

Hanna Petschauer,
Für die Alten ein Zufluchtsort. Eine Befragung unter russisch-jüdischen Zuwanderern in Leipzig...163以下
Alphons Silbermann,
Partizipation und Integration. Eine Fallstudie aus der Synagogengemeinde K~~ahn~~202以下
Harald Petzold,
Projekte und Initiativen für Chancengleichheit.
Bildungspolitische Aspekte der Integration jüdischer Flüchtlinge im Land Brandenburg234以下
Sabine Gruber,
Osteuropäische Ingenieure und Naturwissenschaftler im Spannungsfeld beruflicher Integration. Eine
vergleichende Analyse des Hochschuldidaktischen Zentrums Dortmund265以下
(注3) 表向きはドイツのおくれをとったIT化産業の飛躍的發展を支援するためといわれた2000
年初頭からのシュレーダー政権のいわゆるグリーン・カード制による積極的な外国人技能労働力
導入政策への転換は、EUひいては世界のあらたな国際的労働力活用政策モデルとして波紋をな
げかけるものとみられているものの、これまで苦悩してきたドイツの伝統的な難民政策が新移民
政策の展開のなかでどのような型で取込まれてくるのかを今後の研究で明らかにされねばなら
ない。政党間論争を<http://de.fc.yahoo.com/z/zuwanderung.html>で参照できる。
(注4) Der Spiegel nr. 13/29. 3. 99 P.70 - 74 記者名はFlorian GlessおよびGeorg Mascolo. 表題
はJuden "Sehr schwieriges Ermittlungsfeld" Seit Anfang der neunziger Jahre dürfen osteuropäische
Juden unbürokratisch in die Bundesrepublik einreisen. Für Fälscher und Betrüger ein Riesengeschäft
jetzt ermitteln Polizei und Staatsanwaltschaften bundesweit. (本稿第2資料参照)
(注5) 今後のユダヤ人移民の急増見込みからドイツ語研修の強化が急務の課題であることを強調
したドイツ・ユダヤ人中央評議会議長Paul Spiegel (63才)の以下のような短いインタビュー記事
がシュピーゲル誌2001年第26号。6月25日付刊。P.19の移民欄に掲載された。同表題は
EINWANDERUNG "Deutschkurse für Juden", Der Zentralratspräsident der Juden in Deutschland,
Paul Spiegel, 63, über die Neuregelung bei jüdischen Einwanderern.
導入寸前の新移民法と偽装ユダヤ人移民の急増予想とその対策に戸惑うゲマインデ側の姿勢を知
る有益な参考資料なので以下訳出紹介しておく。
シュピーゲル誌(以下略誌)シュピーゲルさん、貴方は東欧からやってきたユダヤ人移民にたい
するドイツ語研修を要望しておられますよね。凄いことですよ。シュピーゲル氏Spiegel(以下
略S)ドイツ語を話せる人だけがその国の労働市場に参入できるチャンスにあたえられるので、
わたし共はSüssmuth委員会(連邦内相Otto Schily (SPD)により2000年9月12日発足のRita
Süssmuth女史を委員長とする321名の委員より成る新移民法の調査・起草委員会。同委員会報告書
は2001年7月4日に発表。また同法案は2001年8月3日付で公表済)にたいして出国申請者はド
イツ語研修のために2年間の待機期間Wartezeitを利用しなければならないように提案しております。
大使館乃至領事館は無料の授業を提供しなければなりません。(誌)それは義務としての提供な
のですか。(S)これについてはじっくりと考慮する余地があります。入国希望者に強制するつ
もりはありませんが、研修をうけておくとドイツでの生活が楽になるのですから自分のためにな
ると思います。これまでに分担難民として受け入れられたうちの3分の2の人たちがこの国で社会
扶助受給者となっておりますが、彼らの多くはドイツ語能力が不足しているのです。(誌)有資
格者Berechtigteの範囲を限定したいのですか。(S)2000年度には、わたしたちのハラハの宗教法上
は本当のユダヤ人とはいえない30,000名もの人たちが、わたくしどもの評議会の意に反して入国
受け入れられました。彼らはユダヤ人の母親から生まれた者ではなく、ラビ評議会の審判規定の違

反者なのです。移民法はわたしどものより厳しい規則に従って運用されなければなりません。私どもの云う外国代表者とはユダヤ人の家系を正しく管理する能力のある専門家のことなのです。
(誌) 将来どれ位のユダヤ人移民がやってくると見積っておりますか。(S) 今後4年間で約25,000名位がやってくると予想しております。

なおドイツ政府のグリーンカード方式の新移民法の導入とこれまでのユダヤ人移民政策との重層構造の分析は、ドルトムント大学と共同調査のヴェストファーレン州労働社会省の地域研究プロジェクトのなかに一部見られる。この地域研究報告内容については高松大学紀要38号に掲載予定の研究資料(3)を参照されたい。なお同プロジェクトの表題は《Die Migration russischer Juden aus der ehemaligen Sowjetunion nach Nordrhein-Westfalen: Integrationswege und Qualifizierungsbedarf.》
Finanziert wird es vom Ministerium für Arbeit und Soziales, Qualifikation und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalen und der Universität Dortmund.

(2001年7月17日脱稿)

(第2資料)

表題：きわめて調査困難な領域 90年代初頭より東欧ユダヤ人は非公式にドイツ連邦共和国内に入国が許され、偽造・詐欺師の商売繁盛。目下警察と検察局が全連邦規模で調査中

“ Sehr schwieriges Ermittlungsfeld ” Seit Anfang der neunziger Jahre dürfen osteuropäische Juden unbürokratisch in die Bundesrepublik einreisen. Für Fälscher und Betrüger ein Riesengeschäft - jetzt ermitteln Polizei und Staatsanwaltschaften bundesweit. Der Spiegel 13/1999

P.70 - 74

極めて重要な判断を要する事件なのに、これまでドイツには連邦・各州の内務大臣たちはごく狭い範囲でしか議論をしないという伝統のようなものがある。議事録がとられたわけでもなく、特別の調査協力者すらその会議の席上から外されていたのである。内務大臣の協議会議にはいわゆる炉端会談がつきものである。そして本当に戦略的で厄介な込み入った、裏の裏がある重要事件しか各主脳部の議事日程にのぼらないのである。

バイエルン州の内相Günther Beckstein (CSU)が昨年11月ボンで「旧ソ連邦よりのユダヤ人移民の受入れについて」をテーマにして開催した会議もそうした会議の1つであった。Beckstein内相は同会議の参加者にたいして東欧難民対策にかんするバイエルン州の経験を報告し詐欺Betrugと乱用Mißbrauchが横行していることを訴え、他の連邦各州の内相も同報告を了承・賛同したが、連邦内務大臣のOtto Schily (SPD)氏だけは問題は極めて微妙 hoch sensibelであるので軽率な処理には全く適さないとして論争の早急終結を配慮して、同問題をドイツのユダヤ人中央協議会の会長Präsident des Zentralrats der JudenのIgnatz

Bubis氏と会談をもち討議することを約束した。同会談はまだもたれていないが、これについてこれまでのような内密扱いが保持されているわけでもない。というのも、すでに警察と検察局が同じ容疑で全連邦規模で調査を開始しているからである。

旧ソ連邦諸国出身の東欧人たちが難なくドイツに移住するには、ユダヤ人であることを証明する偽造書類をもちいて出国しなければならないので、ヤミ斡旋業者や偽造業者にとっては儲けの多い商売となる。「われわれの取組まねばならないのは、正にこの問題ですぞ」とのシュベリンの内相Gottfried Timm (SPD)の発言を補足してBeckstein内相は「犯罪人が法を乱用しておこなう非ユダヤ人のドイツ移住を防止する必要がある」と述べた。

ヘルムート・コール首相が1990年、当時のユダヤ・ゲマインデの中央協議会議長ZentralratsvorsitzendeであったHeinz Galinski氏にたいし、ある特定の東欧ユダヤ人の受入れを非公式にunbürokratisch約束して以来、これを契機にドイツ連邦共和国内に合法的に長期間やってこられる数少ない可能性の1つができたのである。こうした展望が開けても、うまくいかない場合もある。でもこれが非ユダヤ人をも引寄せさせるきっかけになったのである。そして今年1999年をはじめまでに約10万人がやってきた。しかしこうしたことが常に正当であり、今後もそれが持続されるのだろうかといった疑問が生じてきている。ウラル山脈の両側で偽造書類の売買が繁盛しており、信教と何ら関係のないソビエト市民が数万ドルでユダヤ人家系の一員になりすませるのである。そうなるためには、少なくとも申込人の両親のいずれかがユダヤ人家系であると証明できる出生乃至は家系書類がありさえすればよいのである。当地でもこれまでこうした文書を提供する者は犯罪者となる。こうしていかほどの数の東欧人がドイツに入国し、しかもユダヤ人のゲマインデに忍び込んできているのか誰も知るよしもないのである。ただこうした針穴の多くが西欧に向かって通過しやすくなっていることだけは確かである。昨年9月にアゼルバイジャンのドイツ大使館がボンに外電を送って、「こうした文書のうちの3分の2は偽造されたものと認められる」と報じたのである。偽造斡旋業はブームを迎え、やがては偽造集団があきらめムードの各国の外交官庁内部にまで助手を雇入れるという様である。要するに腐敗が日常化してきている。ドイツ官庁がそれに介入しようすると、かえって同官庁の業務が困難になるだけである。調査官はこうした微妙なテーマについては、これまでにレポートを避けようとするのが一般的である。ドイツ連邦共和国国境警備局はこれについて「政治的な理由からして極めて調査困難な領域として重要である」と報告している。とはいえ、最近ではますます多くの関連事件が公開されてきているのである。例えば、2月末にはシュトゥットガルトでは特別委

員会の官吏がレオニード・Sという名のラトビア人を逮捕した。15ヶ月間に及ぶ調査結果の報告書によると追跡の結果、この48才の男はなんと64組のラトビア人とロシア人の家族をユダヤ人分担難民 Jüdische Kontingent-Flüchtlingeとして専ら業務上、組織的にドイツへ潜り込ませたという。というのもリガで買収した公証人Notareと通訳官の助けをかりて偽造した文書のすへでをドイツ大使館は公正なものと認定したからである。

ベルリン州刑事局Berliner Landeskriminalamtではこの10月からロシア人分担難民にかんする共同調査グループが活動を開始し、これまでに2,000名の移民について調査し、それぞれ第4項目についての調査手続がとられている。シュベリンの州検察局Die Staatsanwaltschaft in Schwerinは現在メークレンブルク・フォォアポメルン州のユダヤ人ゲマインデ協会前議長VorsitzendeのSimon Bronfman氏について調査している。贓物パスポート隠匿の前科者がアルメニア人に5,000乃至10,000ドルで偽造ユダヤ人家系証書gefälschte jüdische Herkunftszeugnissを世話した。

1990年につくられた西欧ルートに偽造・詐欺師たちも魔法のように誘われるであろうとヘルムート・コールの政府は当初から予知していたのである。しかしガリンスキーは「アウシュヴィツで選別のSelektionのうきめに晒された私は二度と選別の犠牲にはならない」として、ドイツへの入国希望者をドイツ語文化圏に所属して十分会話に不自由しないかとか、優秀な職能をもった若者であるや否やといった選別基準を設けようとするドイツ政府の侮辱的な要求を当時から頑として認めようとしなかったのである。したがって、強制移住者Aussiedlerの場合に法律が規定する公式の証拠審理手続Beweiserhebungsverfahrenも求めなかった。そしてボン政府も、ユダヤ家系なりや否やの最終決定をドイツ行政機関がおこなうことを条件を付けずにとりやめたのである。こうしたルールが実施された初年度には、すでに1万人が入国し、その大多数が当地のゲマインデに入会した。かくしてホロコーストで絶滅寸前のドイツ国内のユダヤ人の生活はようやく復興しはじめたのである。

ただし外務者と中央評議会の間では急速に次の論点が争われた。外務者側として警戒したのは受入申請時に提出されたユダヤ人家系を証明する書類の多くが偽造されたものであった点である。ガリンスキーの後継者であるBubis側の問題点は、偽造問題を議論する際に常に感じることは、そういうことを問題にすることのなかに入国プロジェクト全体を断念させるためのある種のキャンペーン乃至は意図があるのではないかという点である。結局のところ、この論争は、中央評議会会長と当時の連邦内務大臣Manfred Kanther (CDU)氏との話し合いで、提出書類のより徹底的な管理を厳正化することで一致したので

ある。

独立国家共同体諸国に常駐のドイツ在外代表部（外務省）は次第に最新の偽造書類検査器機を設置するようになり、コブレンツの国境警備管理局も専門技師を採用することになったが、大使館職員は今後も日常的に偽造検査業務に取り組まねばならなくなるだろう。率直に絶望的になる場合もあれば、検査組織の改善を計ったり、より高度の専門化が必要になる場合も出てくるであろう。証明書類がウクライナ国家の国璽でもって公証されていても、出生証書のデータを化学的消しゴムをもちいて変更している例もある。しかし、そのようなへまな小細工は早急にばれてしまうのである。でも詐欺師側も進歩しており、とりわけウクライナでは検閲強化にあわせて彼らの儲け仕事を急速に展開してきている。キエフの司法省当局はウクライナの数多くある戸籍当局にはそれぞれ偽造グループがいて、特定目的にあわせて偽造証書が発行されていると告白している。これに関して司法省当局側でもなるだけ電話による再検査ができるような二重登録制Doppelregistraturを導入しようとしている。最新の検査技術を備えているといわれているバクー大使館では、昨秋ユダヤ人移民受入れのために、連邦各州の常設事務所を開設さえして人を驚かせたのに、残念なことに1年間に偽のユダヤ人をドイツに送ってしまったのである。

直接肉眼による検査をしても、残念ながら1997年夏末までには決して偽造を摘発できずに終わったのである。しかし、偽造は東部地域に限られていない。厳しくなってきた大使館の監視を避けるために、ユダヤ家系と想定されないロシア人は先ず近隣の西欧国に入国したのち、当地の分担難民として受入申請をするのである。シュベリンの調査報告書によると、移民支援者たちはあらかじめこうした迂回コースを準備しているのである。すなわち、警察は1997年夏、危機的地域からよせられた助言に従って、シュベリン駅構内にロッカーを開設していた。その借主名はウクライナ生れのBronfman氏で1991年にドイツに入国し、北東部の全ユダヤ人ゲマインデの議長になった人物である。パスポートの寫眞、部分的に記入された出生証明書と署名リストを監視官が受取って検査してみると、同氏はすでに当地に居住していた東欧住民をユダヤ家系であると偽って助けていたことが判明したのである。その際これを支援したのがザクセン・アンハルト州の某ラビであった。ブロンフマン氏は全面的に否認した。その間ハレー市の検察当局も同時に公文書偽造の罪で wegen Falschbeurkundung 当該ラビと旧ゲマインデ議長を調査した。ニーダ・ザクセン州のホルツミンデンのローカル放送ラジオのEriwanでも電波を通してブロンフマン氏は、サービスを提供していた。証言者たちはいずれの場合も、同氏がはっきりとサービス提供をし

たいと申し出たことを記憶していた。「人よ、なぜ貴方には滞在証明書Anfenthaltsbescheinigungがないのか」と同氏が問いかけたあと、「私は貴方を救えます。心配しておりますよ」と付けくわえた。同氏はどんな非難にたいしても異議をはさんだのである。本件は監督当局がますます厳しい措置をとりはじめた頃の事件であって、ブロンフマン氏とその仲間のある者は、その間に出国を求められ、既に州の外に追いやられた者もいるが、国外退去だけは免れようとした。かつては極めて疑わしい事件については、いわゆる緊急法規Härtefallregelungが大胆に適用されたが、移住者は重大容疑のある場合にはその地に留ることが許されていた。もしかして無実の人物を国外退去させることにもなるので、この件について誰もあえて議論をたたくこともなかったのである。このような事件の場合、大使館はいつもよく断固とした措置を催促するのであるが、こうした犯罪行為者にたいするドイツ官庁のとりしばしば無頓着かつ実直な対応こそが自らの生活状態を物質的に改善したいと望む人たちをして、ますます証明書偽造手続をとらせる結果になるのである。

偽造集団と買収された官僚たちもこうした状況を支援しているのである。結局詐欺師の活動の黙認につながったにせよ、内務大臣の多くが対応の機敏性Sensibilitätを強調しているが、外人対策部局は以前から首尾一貫して厳正な対応を要求してきたし、容疑のある事件については頻繁に直接検察当局の手に委ねてきた。

ドイツに越境入国する自称ユダヤ人のなかには単なる経済難民ばかりでなく、正体不明の金儲け主義者や犯罪者もいるということもまた新しい傾向として認識しておく必要がある。自由国家内の組織犯罪を絶えず監視してきたバイエルン州の憲法擁護局はすでにこれを自らのテーマとして採択した。つい先頃、ニーダ・ザクセン州の警察当局は妻がユダヤ家系であることを自称して長期間の滞在権を取得し居座っていたロシア人の売春斡旋業者を調査し、重度の人身売買罪として告発した。提出された証明書の信憑性Echtheitについて疑義が生じているのである。ゲマインデの中央評議会側は証明書の乱用にたいする当局の取締りが厳しすぎると抗弁してはいるが、シュベリン事件にかんしては調査に協力したのである。穏健な祈祷師であり、ゲマインデの常任幹部会員でもあるMichel Friedman氏は次のように述べている。「私たちは、独立国家共同体でひどい迫害を受け、苦境にあまじってきたユダヤ人であります。でも、詐欺師・犯罪者・偽造師たちがユダヤ人でないのにユダヤ人になりすましてこの地に入国してくることに関しては、当ユダヤ人ゲマインデとしては何ら利害関係をもたないのである。」と。

(2001年7月26日脱稿)

高松大学紀要

第 37 号

平成14年 2月25日 印刷

平成14年 2月28日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064